

①住民票では住所を別に置いているが、実際には同居している場合や
②別居してはいるが、日常的に通って介護を行い、経済的援助も行っている場合は、住民基本台帳(住民票)では同居かつ生計を同じくしていることが分からないため、民生委員にこの調査書を作成してもらい、申請書とあわせて提出してください。

別記第5号様式

令和△△年 記入日 △月

介護慰労金調査書

(あて先) 八戸市長

担当地区名

[民生委員] □□□地区 ○○町内

住 所 八戸市○○町△△

民生委員の住所氏名

氏 名 八戸太郎

寝たきり高齢者等介護者慰労金の申請について調査した結果、下記のとおりですので、報告します。

介護者	住 所	八戸市○○一丁目1-1
	氏 名	八戸花子
被介護者	住 所	八戸市○○二丁目1-2
	氏 名	八戸ハナ
調査結果	介護者の八戸花子と被介護者の八戸ハナは近所に住んでいますが、介護者は毎日被介護者宅へ通い、介護をしたり、通院に付き添っていくほか、食事の用意や買い物など日常の世話をしており、生計同一の状況にあります。	

○実際に同居しているが、住所登録のみ違う場合の文例

『介護者と被介護者の住所登録は別住所となっていますが、実際は介護者宅（または被介護者宅）に居住しています。』

○介護者と被介護者が別居の場合（毎日通って介護をしている場合）の文例

『介護者と被介護者は別居ですが、介護者は毎日被介護者宅へ通い介護をするほか、経済的援助もしており、生計同一の状況にあります。』